

# NPO 法人 全国移動サービスネットワーク

## 2020 年度事業計画および予算

### <2020 年度事業の基本方針>

昨年末から発生した新型コロナウイルス感染症は、近年では経験のない世界規模の感染（パンデミック）となり、経済が翻弄され、多くの倒産と失業を生みかねない大惨事に陥っています。長期に渡って準備されてきた東京オリンピック・パラリンピックも、残念ながら延期となりました。このような状況の中、国は3月13日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を成立しました。これにより、緊急事態宣言を含めた外出自粛規制、都市封鎖（ロックダウン）も現実的のものになりました。新たな脅威に直面し、社会情勢が大きく変化しようとしています。

また、来年の3月で東日本大震災から10年を迎えますが、この間、全国各地で台風等の影響による様々な災害が続いています。災害が発生するたびに、私たちは必要に応じた災害支援活動を行ってきました。災害発生後の移動リスクを実感した10年だったといえます。これからは、この経験やノウハウを見える化し、今後につなげていくことが求められています。

移動サービスは今、国による制度改正（今年度は道路運送法の改正が予定されている）や地域でのコミュニティづくり（住民によるたすけあい活動）、そして災害支援と、取り組むべき課題が多様化しています。昨年度の活動実績も踏まえながら、2020年度は以下の4点を重点項目として位置づけます。

- 1、道路運送法改正に伴う自家用有償旅客運送制度の改正に対して、移動困難者や市民の立場に立った政策提言をします。
- 2、昨年に引き続き、障がい児・者の通学・通勤を目的とした福祉有償運送と移動支援事業等の活用事例を調査し、情報発信につなげます。
- 3、災害時における移動サービスのあり方や展開手法について、これまでの経験を活かした対応指針を策定します。
- 4、これまでの調査研究活動を活かしながら、登録不要の活動を含む移動サービスに関する立ち上げ支援や普及啓発を推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連する課題については、随時情報収集を行いながら必要に応じて対応策を講じます。

以上

3つの事業を重点項目とし、他の事業も前年度と同様に継続する。「実施体制」は下の通り。

「プロジェクト」：独立してリーダー＋事務局を置く。メンバーは理事のほか会員・関係者を含む。

「担当理事」：理事会の方針に沿って、担当理事が起案・実施し、事務局が実務を補助する。

「講師」：会員・関係団体等からの要請に応じて、理事や登録講師を派遣する。

「事務局」：事務局が企画し実施する。

定款上の分類	主な事業内容	実施体制
1、情報・相談 (4、情報化含む)	(1) HP・ニュース等による情報配信、MLの管理運営	事務局
	(2) 移動サービスに関する相談対応	事務局
2、立上げ運営支援	<b>【重点4】</b> これまでの調査研究活動を活かした登録不要の活動を含む移動サービス立ち上げ支援や普及啓発の推進（静岡県委託事業を含む）	講師派遣 担当理事
	(1) 講師派遣等による移動サービスの立ち上げ支援 (2) 団体の立ち上げ・運営に役立つツールの提供	
3、ネットワーク構築	自家用有償旅客運送および登録不要の活動推進に向けた地域ごとのネットワーク活動の支援	全理事（各地）
5、研修	(1) 活動内容に対応した運転者研修のあり方の研究	担当理事、講師
	(2) 安全なサービス提供に役立つツール等の企画	担当理事
6、調査研究	<b>【重点4】</b> 住民参加による移動サービスの創出・発展と高齢者に及ぼす効果に関する調査研究（社福協委託事業）	プロジェクト (委員会)
7、政策提言	<b>【重点1】</b> 道路運送法改正に伴う自家用有償旅客運送制度の改正に対する移動困難者や市民の立場に立った政策提言	全理事
	<b>【重点2】</b> 障がい児・者の通学・通勤を目的とした福祉有償運送と移動支援事業等の活用事例に関する調査と情報発信	プロジェクト (担当理事)
	(1) 自家用有償旅客運送や登録不要の移動・外出支援に関する実態把握、それに基づく関係法制度の課題解決に向けた国や自治体に対する政策提言	全理事 担当理事
8、出版	(1) 移動サービス情報誌「モヴェーレ」発行	プロジェクト
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布・改訂	担当理事 プロジェクト
9、被災地支援	(1) ももくり送迎基金を通じた被災地の移動困難者支援 <b>【重点3】</b> 災害時における移動サービスのあり方や展開手法に関する対応指針の策定	プロジェクト (担当理事)
組織運営	会員拡大と組織強化に向けた検討	全理事

## < 1 > 重点項目の事業計画

### 1、道路運送法改正に伴う自家用有償旅客運送制度の改正に対して、移動困難者や市民の立場に立った政策提言をします。

2020年4月、第201回国会に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案の一部として、道路運送法改正案が提出された。「事業者協力型自家用有償旅客運送」の創設と、観光客を旅客の対象として明確化することが柱であるが、運営協議会や地域公共交通会議の考え方についても、第79条の4「登録の拒否」において次のように改正される見通しである。

#### 道路運送法第79条の4（改正案）

申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める【関係者間において】関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ【地域における】地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため必要であることについて【協議が合意が調っていないとき】。

今後、道路運送法施行規則（省令）や関係通達の改正が行われる際には、福祉有償運送や公共交通空白地有償運送の問題点が見直されるよう、はたらきかけを行うことが必要である。

### 2、昨年に引き続き、障がい児・者の通学・通勤を目的とした福祉有償運送と移動支援事業等の活用事例を調査し、情報発信につなげます。

障害者総合支援法に基づく個別給付は、通勤や通学には利用が認められておらず、地域生活支援事業の「移動支援事業」は市町村によって運用に大きなばらつきがある。福祉有償運送と移動支援事業を一体的に提供している地域もあれば、移動に車両の使用を認めていない地域もある。また、障がい者雇用の推進には通勤手段の確保が不可欠であり、制度の運用見直しも必要と考えられる。

障がい福祉サービスの指定事業者でなくても、福祉有償運送団体が基準該当サービスの事業所と同程度の基準で、通学の送迎を実施している地域がある。供給力を高める意味で、こうした弾力的な制度活用の可能性を検討すべきと考えられる。

以上の2点を目的とし、理事・会員を通じて地元市町村の移動支援事業の運用状況に関する情報収集を行う。それを元に関係団体等と共有・精査し、有益な情報について情報発信する。

### 3、災害時における移動サービスのあり方や展開手法について、これまでの経験を活かした対応指針を策定します。

災害時における移動サービスには、大きく分けて、①被災地に所在する福祉有償運送等の移動サービス団体が、発災直後にどのような対応を行うかという課題と、②発災後に生じた移動のニーズに対し、地元及び他の地域の移動サービス団体がどのような支援を行うかという課題の二種類がある。東日本大震災以降の災害において、これらがどのように実施されたかを振り返り、今後の災害の備えとして、何をすべきか、基本的な対応指針をまとめる。

**4、これまでの調査研究活動を活かしながら、登録不要の活動を含む移動サービスに関する立ち上げ支援や普及啓発を推進します。**

2019年度に引き続き、2つの委託事業を実施する。

**(1) (一財)医療経済研究・社会保険福祉協会「住民参加による移動サービスの創出・発展と高齢者に及ぼす効果に関する調査研究事業」**

2006年以降、介護保険制度や道路運送法、地域公共交通活性化再生法等、移動支援に関連する法制度が大きく転換した。それ以後に創出された、住民主体または住民参画の取り組み事例の追跡調査を行う。発展ないし維持継続のポイントについて検証を行い、後発地域の取り組みのコンセプトづくりに生かす（詳細は別紙「実施要綱」参照）。

- ①住民の外出に寄与している事例の追跡調査（過去の訪問先へのアンケート）
- ②持続している理由についてのディスカッションと特徴的な事例の選定
- ③特徴的な事例の訪問調査
- ④外出や社会参加の効果についての先行研究のレビューと該当事例の訪問調査
- ⑤報告会の開催（東京にて1回）
- ⑥ガイドブック作成（80頁×500部）
- ⑦調査研究委員会およびワーキングチームの設置・開催

**(2) 静岡県「移動サービス後方支援体制整備事業」**

移動サービスの立ち上げや継続に当たって、下記①～③の通り、地域の困り事や課題、トラブル等に対応する相談体制を構築するとともに、移動サービスの担い手の情報共有等を目的とした交流会を開催する。

- ①電話・メール相談：県、市町、社会福祉協議会、移動サービスの運営者、運転ボランティア、生活支援コーディネーター等からの各種相談対応
- ②アドバイザー派遣（年20回程度）：地域の勉強会や協議体等に参画し、移動サービスに関する制度の概要や先進事例の紹介、課題解決手法の提案等、必要な助言等を行う。
- ③担い手情報交換会の企画及び開催（年1回）：移動サービスの担い手の情報共有等を目的とした情報交換会の企画・運営を行う。

## <2> 重点項目以外の事業計画

前ページに掲げた重点項目のほか、定款に基づいて以下の通り取り組みます。

定款上の分類	取り組み課題	2020年度実施計画
1、 (4、 相談対応および情報提供 情報を含む)	(1) HP、ニュース等による 情報配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールによるお知らせを会員向けに、平均月2回配信。</li> <li>・ホームページに、行事の案内や資料、国土交通省や厚生労働省の発出文書等を掲載し、それらを市町村等(660カ所)にメールマガジンで周知する。また、希望する市町村を配信先として随時追加登録する。</li> <li>・facebookのページへの投稿によって、主要な事業の様子を広く知らせる。</li> </ul>
	(2) 移動サービスに関する 相談対応、「全国どこでも旅ネット」のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話やメールでの相談に対し、事務局及び理事が対応する(相談日は火・木曜日の13:30-16:30)。</li> <li>・「全国どこでも旅ネット」(=移動困難な方の広域の外出希望に対する移動サービス等のコーディネート)は依頼に応じて行う。</li> </ul>
2、 立上げ 運営支援	(1) 移動サービスの立上げ 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の問題を抱えている自治体や社会福祉協議会、地域団体等からの問合せ・支援要請に応じて、理事を講師として派遣する。</li> </ul>
	(2) 団体の運営に役立つツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員間の車両等の譲渡仲介。</li> <li>・マツダ移動支援活動団体応援プログラムの仲介。</li> <li>・移動サービス団体向けの保険商品の検討と情報提供。</li> </ul>
3、 ネットワー ク構築	自家用有償旅客運送および登録不要の活動等の地域でのネットワーク活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県や地方ごとの交流行事や研修会開催に対し、正副理事長及び在京理事、事務局長等を派遣する。地元理事が中心となって企画し、会員や福祉有償運送団体だけでなく、社会福祉協議会や自治体の職員等の参加も募ることで、幅広いネットワーク形成をめざす。</li> </ul>
5、 研修開催及び開催支援	(1) 次世代の人材育成と のための研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習含む)を2か月ごとに定期開催する(世田谷、立川にて)</li> <li>※新型コロナウイルス感染拡大に伴い5月開催は中止</li> <li>・国土交通大臣認定講習、施設送迎運転者講習、福祉有償運送の現任者講習等の任意講習について、依頼に応じて出張講習を行う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホンダと検討してきた施設送迎運転者講習のプログラム及びテキストについて、「送迎運転者の運転のポイント」として小冊子をまとめる。</li> </ul>

	(2) 安全なサービス提供に役立つ講習等の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉有償運送等に従事し地域に貢献している運転者に、「地域貢献ドライバー」バッジを授与する。各地の団体推薦・注文する。関連行事等を通じて積極的にPRする。</li> </ul>
7、 政策提言	法制度の課題解決に向けたはたらきかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体や地域ネットワーク組織と連携し、行事開催等を通じて、移動サービスを取り巻く情勢や課題について共有化を図る。</li> <li>厚生労働省に対し、「介護予防・日常生活支援総合事業」を含め移動支援に関する法制度の弾力運用をはたらきかける。また、弾力化された事柄については現場に即して運用されるよう、自治体等に情報提供する。</li> <li>トヨタ・モビリティ基金による助成プログラムの推進支援を行う（アドバイザー派遣等）。</li> </ul>
8、 会報・出版物発行	(1) 移動サービス情報誌モヴェーレ発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>モヴェーレ 32号, 33号を制作・発行する。新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、32号は9月発行予定。</li> <li>今後の在り方について、編集委員会および企画委員会を中心に協議を進める</li> </ul>
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布	<ul style="list-style-type: none"> <li>「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」の増刷 3,000部</li> <li>取り扱い書籍全般の広報・販売。</li> </ul>
支援 9、 災害	ももくり送迎基金への運営委員派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合、ももくり送迎基金を通じて被災地での移動困難者支援を行う。</li> <li>基金の運営委員として移動ネット理事等が参画する。</li> </ul>

### その他：関係団体との連携および委員等の派遣（予定）

- 山梨県（山梨県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業）
- 新潟県（生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業）
- 一般社団法人 全国食支援活動協力会（運営委員）
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター（評議員）
- くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2020（実行委員）
- 八王子共生社会推進会議（TMF助成事業のアドバイザー）
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議（加盟団体）
- NPO法人 市民福祉団体全国協議会（加盟団体）
- 新地域支援構想会議（構成団体）

### < 3 > 組織関連の活動計画

大項目	活動方法	内容、等
総会・理事会開催	通常総会 1 回、通常理事会 4 回の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 14 回通常総会：6 月 13 日。新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面表決を中心とするほか、記念行事は中止。</li> <li>・理事会：2020 年秋、2020 年 2～3 月（東京／総括と方針）、2020 年 5 月（東京／総会議案承認）、2020 年 6 月（東京／総会同日）の合計 4 回を開催予定。</li> <li>・理事会はメーリングリストを活用して日常的な情報共有及び意思決定を行う。</li> </ul>
事務局活動	①日替わりの事務局勤務体制 ②月一回の事務局会議の実施 ③事業推進に必要な実務 ④組織運営に必要な実務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長が週 3 日、事務局員 3 名が交代で事務所に勤務する。必要に応じて委託契約の職員が実務の一部を担当する。</li> </ul> 事務全般：鈴木貴子（週 4 日）・大森ひろみ（週 1 日）、松野志保（委託） 会計：下出敦子、事務局長：伊藤みどり
企画委員会	役員を核とし、参加できる理事、関係者の参加を得て月 1 回の定例開催（総会理事会開催月を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の情報共有化を通して、組織方針に沿った円滑な事業実施を図る。理事会が組織方針を出すための素案、課題を協議し理事会に提起する。理事会議決事項以外の軽微な事項を協議し、理事長判断で決定・遂行する。</li> <li>・地方理事の WEB 会議参加を促進するため、Zoom ミーティングの利用手続きを取るほか、使用方法についての相談支援を行い、環境整備を進める。</li> </ul>